

京都市景観・まちづくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 87 号

京都市景観・まちづくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市景観・まちづくりセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条中「より」の右に「次の各号に掲げる施設及び附属設備の」を加え、「京都市市民活動総合センター等の使用の許可の申請書の様式を定める規則に規定する」を「当該各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 会議室（ワークショップルームを除く。）、和室、作品展示コーナー及び児童室並びに附属設備 京都市市民活動総合センター等の使用の許可の申請書の様式を定める規則に規定する申請書

(2) ワorkshopルーム 指定管理者が市長の承認を得て定める申請書

第3条第1号ア中「の会議室」の右に「（ワークショップルームを除く。）」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の一部改正)

2 京都市市民活動総合センター等の使用の許可の申請書の様式を定める規則の一部を次のように改正する。

本則中「の規定による同条第1号に掲げる施設及び附属設備の使用の許可又は」を「,」に、「若しくは」を「又は」に改め、「申請書は」の右に「, 別に定めるもののほか」を加える。

(都市計画局まち再生・創造推進室)